

ヤングケアラー自立応援給付金プログラム 利用規約

一般社団ヤングケアラー協会（以下「当協会」といいます。）は、「ヤングケアラー自立応援給付金プログラム2025」（以下「本プログラム」といいます。）を安心して利用してもらうためのルールとしてこの利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第1章 本プログラムについて

（目的）

第1条 本プログラムは、家族の介護や家事、心の支えや家計を支えることなど、本来は大人が行うことを日常的に担ってきた、又は今も担っている若者（以下「ヤングケアラー」といいます。）が、進学、就職、一人暮らしなどの新しい生活を安心して始められるように、入学金や新生活の初期費用を補助することを目的としています。単なる金銭支援ではなく、あなたの「自立への意欲」を信じ、実現するための大きな「後押し」となることを目指します。

（定義）

第2条 本規約において次の各号に掲げる用語の意義は以下に定めます。

1. 申請者：本プログラムに応募した方
2. 給付決定者：当協会の選考を経て、給付が決定した方
3. 受給者：給付決定後、実際に給付金を受け取った方

（期間）

第3条 本プログラムは2025年11月に開始、2026年3月に終了します。

（給付金額及び給付予定人数）

第4条 本プログラムにおける給付金の金額は、1人あたり15万円とし、最大6名に給付します。

第2章 対象者

（対象者の要件）

第5条 本プログラムの応募対象となるのは、以下のすべてにあてはまる方とします。

1. おおむね18歳以上25歳以下（上限30歳まで）の方
2. 2026年4月ごろに、大学・短期大学・専門学校等への進学を予定している、又は実家を離れて新生活を始める意欲のある方
3. 家族からの経済的支援を受けられない、又は受けにくい状況にある方

4. ヤングケアラーとして家族のケアを担った経験があり、それにより生活や進路、キャリアに影響を受けている方

(奨学金の併用)

第6条 申請者は、他の奨学金(給付型又は貸与型を問いません)を併用できます。

2 他の奨学金に応募している又は応募する予定がある場合、申請者は応募状況を本プログラムの申請時に明記してください。

第3章 申請及び選考

(審査委員会)

第7条 申請内容の確認及び選考は、当協会に設置する審査委員会が行います。

2 審査委員会に関する詳細は、協会が別途決定します。

(申請方法)

第8条 本プログラムへの申請を希望する方は、次の各号に掲げる内容を当協会に提出しなければなりません。

1. 氏名、住所、電話番号、メールアドレス
2. 所属(学校名、勤務先など)
3. 支援を必要とする理由(自由記述)
4. 現在の就労状況及び収入状況
5. 生活保護の受給の有無
6. 月々の収入及び支出、家族への仕送り額
7. 本人又は家族の負債の有無
8. 進学予定者の場合、奨学金又は貸付の申請状況と、学費が分かる資料の写し
9. 本プログラムを申請者に紹介した福祉機関・NPO等の連絡先(連絡への同意を含む)
10. 氏名・住所が確認できる本人確認書類などの写し(マイナンバーカード、健康保険証、郵便物、生活保護受給証明書、住民票等)
11. 学生証の写し(所持している場合)
12. 給付が決定した場合に振り込む申請者名義の口座情報(持っていない場合は開設が必要です)
13. 協会が必要と認めるその他の書類

2 申請者が18歳未満(未成年)である場合、申請にあたり保護者の同意を得ていることを必須とします。当協会は、同意の事実を確認するため、必要に応じて電話などで確認を行う場合があります。この確認が取れない場合、申請は無効となります。

3 申請者は、前項のほか以下の書類をできるだけ提出してください。これらの書類は必須ではありませんが、ご提出いただくことで、審査委員会が申請内容をより正確に判断することが可能となります。

1. 申請者の所得証明書(源泉徴収票や最新の給与明細など)
2. 申請者の給与振込口座や通帳の写し(現在の預貯金額が分かるもの)

4 提出が著しく困難な場合は、当協会が認めた時に限り、一部書類の提出を省略できることがあります。

(採用の決定)

- 第9条 申請者の選考及び採用は、審査委員会による書類審査及び面接を経て決定します。
- 2 当協会は、給付の決定後、速やかに給付決定者本人に結果を通知します。
 - 3 給付決定の通知を受けた方は、第8条に定める書類の提出を求められることがあります。

(採用後の提出書類)

第10条 前条第3項の給付決定通知を受けた方は、次の書類を当協会に提出してもらう場合があります。

1. 給付金の使用に関する意思確認書
2. 協会が必要と認めるその他の書類

(給付決定の取り下げ)

第11条 給付決定を通知してから2週間経過しても給付決定者と連絡がつかない場合は、給付決定を取り下げることがあります。

(不服申立て)

第12条 審査結果に対しては、原則として不服申立てを行うことはできません。
ただし、明らかな事務上の誤りが認められる場合、当協会は内容を再確認することがあります。

(給付方法)

第13条 給付決定者に対し、給付決定者の指定する本人名義の銀行口座に入金します。

- 2 前項で定める方法による給付が困難であると当協会が判断した場合、当協会は別途合理的と判断した方法によって給付金を給付することがあります。

第4章 受給者の義務、報告及び取消

(受給者の義務)

第14条 給付金の受給者は、次に掲げる義務を負います。

1. 申請時に記載した進学・就職・新生活の開始のために給付金を使用すること
2. 本給付金が、進学・就職・実家を離れるといった自立に向けた一歩に活用されたことを確認するため、給付日から3か月以内に、使途を証明する以下の書類を提出すること
 - (1)原則: 振込支払書、領収書、レシート等の写し
 - (2)代替手段: 上記の提出が難しい場合は、給付金を利用したことが確認できる契約書や通帳やネットバンキング画面の写し(該当部分のみ)、又は使途の詳細な報告書(任意のフォーマット)をもって代えることを可能とします
3. 給付日から3か月以内に住所、連絡先、生活状況等に変更が生じた場合は、速やかに当協会に届け出ること
4. 給付日から3か月以内に当協会が行うフォローアップの連絡や面談等に協力すること

(反社会的勢力の排除)

第15条 申請者は、当協会に対し、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という。)に該当しな

いこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約の有効期間にわたって該当しないことを確約します。

1. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
2. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

2 申請者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約します。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 申請に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当協会の信用を毀損し、又は当協会の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

(給付の取消及び返還)

第16条 給付対象者が次のいずれかに該当する場合、当協会は給付決定を取り消し、又は既に給付した金額の返還を求めることがあります。

1. 申請内容に虚偽があったとき
2. 給付金を目的以外の用途に使用したとき
3. 本規約に違反したとき
4. 給付日から3か月以内に刑事処分を受けたとき
5. 給付決定者又は3親等以内の親族が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者であることが判明したとき
6. 給付決定者が当協会の品位を損なう行為を行ったとき
7. 前各号に掲げるもののほか、給付決定者として適切でない事実があったと当協会が判断したとき

2 当協会は、前項の判断を行うため、給付決定者に資料の提出を求めることがあります。

3 給付決定者が正当な理由なく資料の提出を拒んだ場合、当協会は給付金の支給決定を取り下げることがあります。

(給付金の辞退)

第17条 申請者及び給付決定者は、当協会へ申し出ることにより、いつでも本プログラムへの申請を辞退することができます。

第5章 個人情報及び免責等

(個人情報の取扱い)

第18条 申請の際に提供された個人情報、本プログラムの運営、審査及び支援の目的のみに使用するものとし、本人の同意なく第三者に提供しません。ただし、申請者の生命に危険がある場合や法令に基づく場合は、第三者に情報を提供することがあります。

2 申請者は、自己の個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等を求めることができます。請求は当協会所定の方法により行うものとします。

3 前項の請求が、個人情報保護法の定める要件を満たさない場合やその他正当な理由がある場合には、当協会は当該請求に応じないことができます。また、開示等に対応するに際しては、実費相当額の手数料を徴収することがあります。

4 申請書類及び提供された個人情報は、審査終了後も一定期間、記録として当協会が適切に保管します。受領した個人情報は原則返却しませんが、本プログラム終了後、当協会の責任において合理的な期間内に安全に削除、破棄又は処分します。

(免責)

第19条 当協会は、地震、災害、システム障害その他当協会の合理的な管理を超える事由による場合には、プログラムの運営に関して責任を負いません。ただし、当協会の故意又は重過失による損害についてはこの限りではありません。

(規約の改定)

第20条 当協会は、必要に応じて本規約を改定することができます。改定の際は、ウェブサイト等で事前に通知します。

(準拠法及び裁判管轄)

第21条 本規約は日本法に準拠します。紛争が生じた場合、当協会所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。必要に応じ、調停・仲裁などの紛争解決手段を併せて考慮します。

附則

(施行日)

この規約は、2025年11月5日から施行します。